

# 青森県報

第二千三百一十号

平成十六年  
四月二十八日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の再開の届出	(同)	四
右 同	(同)	四
臨時の職業訓練の施行	(労働・能力開発課)	四
市町村の区域を超える農業協同組合の合併に係る地域の指定	(団体経営改善課)	五
過疎地域自立促進特別措置法による公共下水道に関する工事の完了	(都市計画課)	五
旧過疎地域活性化特別措置法による公共下水道に関する工事の完了	(同)	六
右 同	(同)	六
右 同	(同)	六
右 同	(同)	七
右 同	(同)	七
右 同	(同)	七
右 同	(同)	七
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(経理課)	八

## 告 示

青森県告示第三百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		指定年月日
			名称	所在地	
社会福祉法人和幸園	青森市大字矢田三下野尻四八の三	訪問介護	ヘルパーステーション和幸	青森市大字矢田三下野尻四八の三	平成一六・四・一
社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市大字大川一〇中桜川一八の〇	"	デイサービスセンターきらら弘前	弘前市大字藤野二丁目六の一	"
社会福祉法人黒石市社会福祉協議会	黒石市大字内町六一の一	"	中央ホームヘルプサービスセンター	黒石市大字乙大工町三の一	"
社会福祉法人福祉の里	十和田市大字切田字横道一〇〇の二二	"	ホームヘルプサービスセンターのへじ	上北郡野辺地町字餅栗川原四	"
株式会社ゆう	上北郡天間林大字天間館字道上八の一	"	ケアサポートゆう	上北郡天間林大字天間館字道上八の一	"
社会福祉法人和幸園	青森市大字矢田三下野尻四八の三	訪問入浴介護	訪問入浴和幸	青森市南佃一丁目二の二七	一六・三・一

社会福祉法人 梅里	有限会社 梅里	有限会社 ラウド	有限会社 ツブホル	社会福祉法人 弘前愛成	社会福祉法人 弘前豊徳	社会福祉法人 弘前光会	医療法人 知会	社会福祉法人 恵会	株式会社 協ホム	社会福祉法人 弘前愛成	社会福祉法人 黒石市協	株式会社 う
上北郡六戸町大字吉田字長谷	西津軽郡深浦町大字風合瀬字大磯一九五の六	秋田県能代市字高埴五八の八	弘前市大字石川字石川三八の二	弘前市大字豊原一丁目一の三	弘前市大字大川一〇	西津軽郡木造町字千代町三四の四	中津軽郡岩木町大字高屋字本宮四八〇の四	青森市大字安田字近野一四五の三	青森市安方二丁目七の三六	弘前市大字豊原一丁目一の三	黒石市大字内町六一の一	上北郡天間林村大字天間館字道ノ上一八の一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	活介型 介共 護同 生心	通所 介 護	訪 問 看 護	福 祉 用 具 貸 与
グループ ム	グループ ム	グループ ム	グループ ム	グループ ム	グループ ム	グループ ム	グループ ム	社 会 法 人 恵 会 グ ル ー プ ホ ム 新 城	グ ル ー プ ホ ム 善 知 鳥 サ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	自 由 ヶ 丘 テ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	さ わ や か 訪 問 看 護 ス テ ィ シ ョ ン	21 ウ ェ ル ネ ス
上北郡六戸町大字吉田字長谷	西津軽郡深浦町大字風合瀬字大磯一九五の六	西津軽郡岩崎村大字沢辺字吉花一〇二の二七	弘前市大字石川字岸田一五二	弘前市大字金属町五の三〇	弘前市大字大川一〇	弘前市大字大森二丁目一七八の二	弘前市大字高杉字五反田一七三の七	青森市大字新城字平岡二五八の九	青森市佃二丁目二〇の一八	弘前市大字金属町五の三〇	黒石市大字乙大工町三の一	上北郡天間林村大字天間館字道ノ上一八の一
"	一六 四 一	一六 三 六	"	"	一六 四 一	一六 三 五	"	一六 四 一	一六 三 〇	"	"	一六 四 一

青森県告示第三百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

八五の二六

八五の二六

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定期間
社会福祉法人 弘前豊徳会	弘前市大字大川一〇	居宅介護支援事業 業きらら弘前	弘前市大字藤野二丁目六の一	平成 一六 四 一
社会福祉法人 弘前愛成	弘前市大字豊原一丁目一の三	自由ヶ丘居宅介 護支援センター	弘前市大字金属 町五の三〇	"
社会福祉法人 黒石市社会福 祉協議会	黒石市大字内町 六一の一	黒石市中央在宅 介護支援センター	黒石市大字乙大 工町三の一	"
株式会社ゆう	上北郡天間林村 大字天間館字道 ノ上一八の一	ケアサポートゆ	上北郡天間林村 大字天間館字道 ノ上一八の一	"

青森県告示第三百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	区分
開福株 発社式 事業会社	"	九青 目森 二市 の二 一の 一六	九青 目森 二市 の二 一の 一六	五青 階森 二市 の二 一の 一六	株青 式森 会社 入浴社	組生 合活 協福 同社	八青 目森 一市 の二 三の 三三	八青 目森 一市 の二 三の 三三	"	会法 社人 平福 元社	名 称	居 宅 介 護 事 業 者
の丁中 一自区 〇〇大 一〇〇の 一六手 一六町 一六市	二青 〇森 〇市 〇大 〇字 一八 一〇字 一〇橋 一〇筒	九青 目森 二市 の二 一の 一六	九青 目森 二市 の二 一の 一六	五青 階森 二市 の二 一の 一六	株青 式森 会社 入浴社	幸セ の訪 会問 タ介 護	八青 目森 一市 の二 三の 三三	八青 目森 一市 の二 三の 三三	"	六青 の森 一市 字川 一瀨 一八 八高	の 主 所 在 地	
護訪 問問 介介	"	九青 目森 二市 の二 一の 一六	九青 目森 二市 の二 一の 一六	五青 階森 二市 の二 一の 一六	浴訪 介問 護入	護訪 問問 介介	護訪 問問 介介	護訪 問問 介介	護訪 問問 介介	護訪 問問 介介	の 護 居 種 事 業 類 業 介	
事折 業問 所鶴 介の 護会	"	九青 目森 二市 の二 一の 一六	九青 目森 二市 の二 一の 一六	五青 階森 二市 の二 一の 一六	株青 式森 会社 入浴社	幸セ の訪 会問 タ介 護	幸ワ の北 会問 タ介 護	幸ワ の北 会問 タ介 護	幸ワ の北 会問 タ介 護	幸ワ の北 会問 タ介 護	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
青青 森森 市市 古新 川町 二二	二青 〇森 〇市 〇大 〇字 一八 一〇字 一〇橋 一〇筒	九青 目森 二市 の二 一の 一六	九青 目森 二市 の二 一の 一六	五青 階森 二市 の二 一の 一六	株青 式森 会社 入浴社	幸セ の訪 会問 タ介 護	幸ワ の北 会問 タ介 護	幸ワ の北 会問 タ介 護	幸ワ の北 会問 タ介 護	幸ワ の北 会問 タ介 護	所 在 地	
一五 二・ 一七	一六 ・二 一元	一五 二・ 一七	一五 二・ 一七	一五 二・ 一七	一五 二・ 一七	一五 二・ 一七	一五 二・ 一七	一五 二・ 一七	一五 二・ 一七	一五 二・ 一七	年 月 日 更	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
有 限 会 社	"	株 式 会 社	"	株 式 会 社	"	株 式 会 社	"	株 式 会 社	"	株 式 会 社	"	株 式 会 社
弘 前 市 大 字 八 町	弘 前 市 大 字 八 町	青 森 市 卸 町 三	青 森 市 卸 町 三	青 森 市 卸 町 三	青 森 市 卸 町 三	青 森 市 卸 町 三	青 森 市 卸 町 三	青 森 市 卸 町 三	青 森 市 卸 町 三	青 森 市 卸 町 三	青 森 市 卸 町 三	青 森 市 卸 町 三
"	"	護 訪 問 介	護 訪 問 介	護 訪 問 介	護 訪 問 介	護 訪 問 介	護 訪 問 介	護 訪 問 介	護 訪 問 介	護 訪 問 介	護 訪 問 介	護 訪 問 介
ス ハ ル バ イ シ ョ ウ	ス ハ ル バ イ シ ョ ウ	株 式 会 社	株 式 会 社	株 式 会 社	株 式 会 社	株 式 会 社	株 式 会 社	株 式 会 社	株 式 会 社	株 式 会 社	株 式 会 社	株 式 会 社
弘 前 市 大 字 八 町	弘 前 市 大 字 八 町	西 津 軽 郡 木 造 町 一 四	西 津 軽 郡 木 造 町 一 四	西 津 軽 郡 木 造 町 一 四	西 津 軽 郡 木 造 町 一 四	西 津 軽 郡 木 造 町 一 四	西 津 軽 郡 木 造 町 一 四	西 津 軽 郡 木 造 町 一 四	西 津 軽 郡 木 造 町 一 四	西 津 軽 郡 木 造 町 一 四	西 津 軽 郡 木 造 町 一 四	西 津 軽 郡 木 造 町 一 四
一五 二・ 一三	一五 二・ 一三	一五 二・ 一五	一五 二・ 一五	一五 二・ 一五	一五 二・ 一五	一五 二・ 一五	一五 二・ 一五	一五 二・ 一五	一五 二・ 一五	一五 二・ 一五	一五 二・ 一五	一五 二・ 一五

青森県告示第三百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び指定介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。





終末処理場

処理設備工事

四 工事の完了の日

平成十六年二月二十五日

青森県告示第三百二十号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行つた次の公共下水道の幹線管渠きよの設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第一百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

平舘村特定環境保全公共下水道

二 工事の区間及び区域

1 幹線管渠きよ

東津軽郡平舘村大字平舘字門の沢三七の一地从先から同字後田六四の二地先まで

2 終末処理場

東津軽郡平舘村大字平舘字弥蔵釜四一及び四七の一地内

三 工事の内容

1 幹線管渠きよ

管路設備工事

2 終末処理場

処理設備工事

四 工事の完了の日

平成十六年三月二十五日

青森県告示第三百二十一号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行つた次の公共下水道の終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第一百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

三厩村特定環境保全公共下水道

二 工事の区域

終末処理場

東津軽郡三厩村字東町二四九の一地内

三 工事の内容

終末処理場

処理設備工事

四 工事の完了の日

平成十六年三月二十五日

青森県告示第三百二十二号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行つた次の公共下水道の終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第一百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。





関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

川内町特定環境保全公共下水道

二 工事の区間

幹線管渠

下北郡川内町大字川内字休所五の三一地先から同字四二の一六一地先まで

三 工事の内容

幹線管渠

管路設備工事

四 工事の完了の日

平成十六年三月二十六日

青森県告示第三百二十六号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

佐井村特定環境保全公共下水道

二 工事の区間

幹線管渠

下北郡佐井村大字佐井字古佐井一四〇地先から同字佐井川目五四の四地先まで

三 工事の内容

幹線管渠

管路設備工事

四 工事の完了の日

平成十六年一月二十日

青森県告示第三百二十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十六年五月一日から施行する。

平成十六年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

一 佐井村漁業協同組合

一 下北郡佐井村大字佐井

一 を削る。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭